

お知らせ

同時資料提出先：鳥取県政記者クラブ  
倉吉記者クラブ

## ～ゲリラ豪雨等による洪水に備えて～ 樋門操作要領の見直し協議を行います

国土交通省倉吉河川国道事務所が所管する天神川水系の樋門における操作要領は、昭和58年に制定しています。注1)

制定から20年以上が経過し、この間河川の状況、宅地開発等による背後地の状況等が変化しています。

また、近年までの水文データの蓄積により、河川水位の急激な上昇があった洪水も新たに発生しており、現行の操作要領では樋門操作に遅れが生じ、浸水被害等に繋がる可能性があります。

今後の洪水対応において万全を期すために、この度樋門操作要領を見直すものです。

つきましては、樋門操作を委託している各市町長宛（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町）に新たな樋門操作要領に基づく変更協議を行います。

### 記

（報道対応）

1. 日 時 平成22年11月11日（木） 13時30分～
2. 場 所 倉吉市役所4F 市長室

注1) 樋門操作要領とは、洪水時等に樋門を操作する際の操作水位や警戒水位（操作に出動する水位）等を定めている書面のことです。

#### 問 い 合 わ せ 先



国土交通省 中国地方整備局

倉吉河川国道事務所

TEL 0853-26-6237

TEL 0853-26-6221（夜間）

副 所 長 大池 勝則（おおいけ かつのり）

河川管理課長 道原 純（みちはら じゅん）

(参考)

天神川水系樋門操作要領の見直し協議について

倉吉河川国道事務所

○主な見直し内容

・対象洪水の見直し

→ 一番急激な水位上昇があった洪水に変更

小田（天神川） 現行 S54.10(1.25m/h) → S62.10(2.73m/h)

竹田橋（天神川） 現行 S54.10(0.93m/h) → S54.10(0.93m/h)

河原町（小鴨川） 現行 S50.8(1.24m/h) → S62.10(1.95m/h)

福光（国府川） 現行 S50.8(1.43m/h) → S62.10(1.45m/h)

※福光については水位勾配は2位であるが、流量勾配(1位)も考慮して決定。

・河川改修や土砂移動等の要因による河道状況の変化

→ 検討河道断面の変更：最新の測量データを使用

・背後地盤高の見直し

→ 浸水地盤高の変更：最新の測量データを使用